

第 1965 回定例研究会報告要旨（9 月 28 日）

新たな経営安定対策に関する予備的考察

——直接支払制度を中心に——

吉井 邦恒

現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、食料・農業・農村基本計画の見直しについて議論が行われており、8 月 10 日には、「中間論点整理」が取りまとめられた。本報告では、「中間論点整理」の主要テーマの一つである新たな経営安定対策（品目横断的政策への転換）について、諸外国の制度を検討しながら予備的な考察を行った。

1. アメリカの直接支払い

アメリカでは、1996 年農業法で導入された直接固定支払いが、2002 年農業法においても直接支払い（名称は Direct Payment に変更）として継続され、支払単価の引上げ、対象作物の拡大等によって制度の拡充が図られるとともに、直接支払いの基準面積の更新が認められた。面積更新措置は、対象作物の拡大に伴う実務上の必要性からやむを得ない面もあるが、現行の作付実績や今後の作付計画を勘案して、基準面積を最近の生産実績にあわせた者が 4 割程度いた点に注目すべきであろう。現在の生産と関連づけられない支払いという緑の政策の要件との整合性の点から面積更新には問題があるように思われる。

アメリカの直接支払制度への加入率は、対象面積ベースで 97～98 % ときわめて高くなっている。加入者の遵守要件として、保全および湿地保護、支給対象面積の農地は農業または農業に関連する活動に利用すること、土壌浸食からの農地保護、雑草の管理等があげられる。

2. EU の単一支払制度

EU では 2003 年の CAP 改革により、作物別に各年の作付面積に応じて支払われていた補償的直接支払いに代えて、生産と結びつか

ないデカップリング型の支払いである単一支払制度（Single Payment Scheme）へ、2005 年から 2007 年までの間に移行することとなった。単一支払制度は、穀物ごと、家畜ごとにある現行の直接支払いを、農業者ごとに 1 本の支払い制度に統合するもので、農業者に過去の基準期間の支払実績に基づく平均作付面積を支払受給権として割り当て、支払受給権に一定の単価を乗じた額を支払う方式である。ただし、全面的なデカップリングへの移行による耕作放棄地の増加防止等のため、特定の農産物の生産と結びついた現行の直接支払いを部分的に維持してもよいこととされており、農作物の場合、最大で、支払総額の 25% を従来方式に充てることが可能である。

単一支払制度の導入に伴い、作付けの自由化が認められる一方で、セット・アサイドは継続され、支払受給権の対象となっている土地も、果樹・野菜等を除き、農業生産に利用することとされている。単一支払いを受け取るためには、Cross Compliance として、環境保全、動植物衛生、動物の健康等 19 の EC 指令/規則（法定管理要件）と、土壤保全、過放牧の制限、景観保全等良好な農業・環境上の条件（GAEC）の二つを遵守しなければならない。

3. まとめ

アメリカの直接支払いの単価水準は市場価格の 10～15 % 程度であるが、EU の場合、英国（イングランド）の例で、面積当たりでみてアメリカの 2～5 倍程度となる可能性がある。

アメリカ、EU とも直接支払いの対象となる土地は、農業や農業関連の活動へ利用が制限されるとともに、環境保全等に関する多くの遵守要件が課されている。

また、アメリカ、EU とも、デカップリング型の直接支払いだけで農業経営の安定化が図られているわけではなく、直接支払いの他に、品目別に生産に結びついた下支え制度を堅持している点に留意する必要があるだろう。